

問い合わせ
稲城市選挙管理委員会
(市役所内)

市の花
「梨」



ホームページ <http://www.city.inagi.tokyo.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.inagi.tokyo.jp/i/>
(左のバーコードを読み取り機能付き携帯電話で読み取ってください)

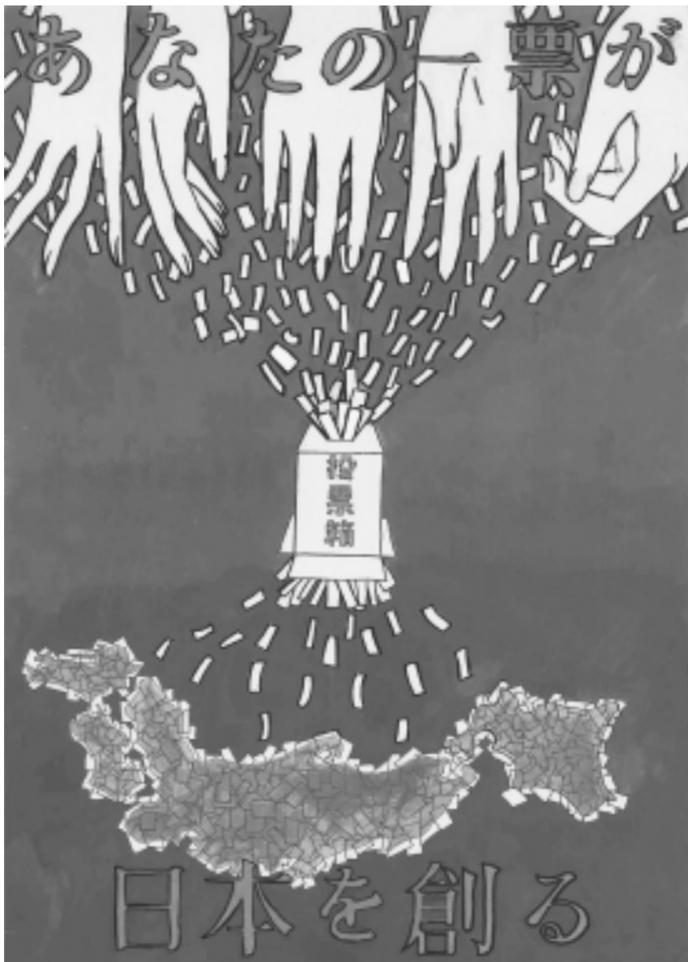
市役所(代表) ☎042-378-2111
平尾出張所 ☎042-331-6346
若葉台出張所 ☎042-350-6321
開庁時間 午前8時30分～午後5時

発行 東京都稲城市 編集 秘書広報課広報広聴係 〒206-8601 東京都稲城市東長沼2111 ☎042-378-2111 042-377-4781

8月30日
(日)

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

小林 あかりさん作



投票時間

午前7時～午後8時

表1 投票できる方、できない方

区分	要件	稲城市での投票の可否	備考
稲城市に転入した方	平成21年5月17日までに住民登録をして、引き続き稲城市にお住まいの方	投票できます。	
	平成21年5月18日以降に稲城市に住民登録をした方	投票できません。	前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。
稲城市から転出した方	平成21年4月29日までに転出した方	投票できません。	新住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。
	平成21年4月30日以降に転出した方	投票できます。	新住所地の選挙人名簿に登録された方は新住所地で投票してください。

稲城市で投票できる方
対象 平成元年8月31日以前に生まれ、5月17日までに稲城市に住民登録をし、引き続き市内に住んでいる方(表1参照)

市内で住所を移した方
市の選挙人名簿に登録されている方で、8月4日以降に市内で住所を移した方は、元の住所地の投票所で投票することになります。

投票区と投票所
投票区と投票所は表2のとおりです。

8月30日(日)は、衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。大切な一票を無駄にしないよう、投票に行きましょう。

衆議院議員選挙

小選挙区
稲城市は、東京都第22区(鷹市・調布市・狛江市・稲城市)です。

第2投票区の投票所が変わります

稲城第一中学校体育館から福祉センターへ

今までは稲城第一中学校体育館で投票が行われていた第2投票区が、体育館改修工事のため、今回は稲城第一中学校隣の福祉センター(百村7番地、下図参照)で投票が行われます。お間違えのないようお願いいたします。

第2投票区 福祉センター

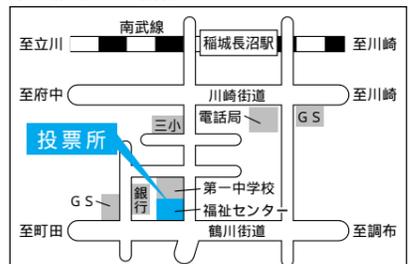


表2 投票区と投票所

投票区	投票所	所在地	区域
1	稲城第一小学校体育館	東長沼956番地	矢野口の一部 東長沼の一部
2	福祉センター	百村7番地	東長沼の一部 百村の一部 大丸の一部
3	第四保育園	大丸607番地の2	大丸の一部
4	稲城第二小学校体育館	坂浜590番地	坂浜の一部
5	稲城第四小学校体育館	押立1250番地	東長沼の一部 押立の一部 矢野口の一部
6	第一保育園	矢野口256番地	矢野口の一部 押立の一部
7	平尾小学校体育館	平尾三丁目1番地の3	平尾の一部
8	大丸地区会館	大丸251番地	東長沼の一部 大丸の一部
9	ふれんど平尾体育館	平尾一丁目9番地の1	平尾の一部
10	稲城第七小学校体育館	矢野口1901番地の2	矢野口の一部
11	向陽台小学校体育館	向陽台三丁目2番地	向陽台の一部 百村の一部 坂浜の一部
12	平尾自治会館	平尾三丁目7番地の1	平尾の一部
13	城山小学校体育館	向陽台六丁目17番地	向陽台の一部
14	長峰小学校体育館	長峰二丁目8番地	長峰全域
15	若葉台小学校体育館	若葉台四丁目5番地	若葉台全域 坂浜の一部
16	稲城第三中学校体育館	矢野口3043番地	矢野口の一部 東長沼の一部

仕事やレジャーなどで 期日前投票をご利用ください

8月19日(水)～29日(土)

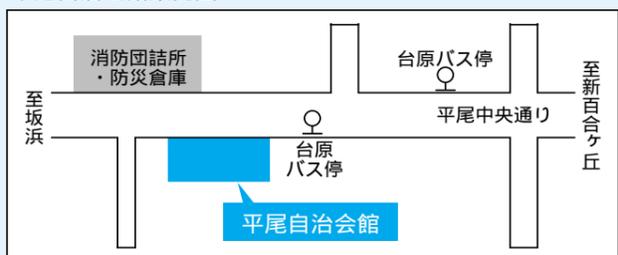
仕事や旅行などの理由で投票日に投票できない方は、期日前投票をすることができます。期日前投票には、宣誓書の提出が必要です。期日前投票ができる方のいずれかに該当する方が投票日に仕事や冠婚葬祭などがある方、投票日にレジャーや買い物または旅行などの予定がある方、投票日に出産や病気で入院

表3 期日前投票所

会場	期間	時間
市役所 1階ロビー	8月19日(水) ～29日(土) ()	午前8時30分 ～午後8時
平尾自治会館 (下図参照)	8月27日(木) ・28日(金)	午前9時 ～午後6時

最高裁判所裁判官国民審査については、8月23日(日)～29日(土)です。

平尾自治会館案内図



会場・期間・時間
表3
のとおり

明るい選挙推進委員(表3参照)

市内には現在30人の明るい選挙推進委員が「贈らない・求めない・受け取らない」という「三ない」運動をスローガンに、明るい選挙推進のためにボランティアで活動しています。地域で話しあい活動や選挙啓発活動を推進することが主な仕事です。また、選挙時には街頭で投票参加のPR活動を行います。

表3 稲城市明るい選挙推進委員 (敬称略)

地区	氏名	地区	氏名	
矢野口	松田 睦子 (話しあい指導員)	向陽台	村上 真理子	
	柏村 和紀		木崎 るみ子	
	伊藤 民子		中村 久美子	
	東長沼	瀬野 明子	坂浜	塩田 ますみ
		丸山 晃子		新井 和子
戸張 恵司		平尾	伊藤 重一郎	
野口 昌代			村松 富美恵	
千木 良敬子	馬場 みち子			
大丸	渋谷 眞澄	押立	井上 和子	
	鷹野 洋子		佐瀬 正宣	
	松本 美子		関 初枝	
百村	工藤 裕子	若葉台 長峰	宮向 幸子	
	下谷 美那子		高島 和弘	
	小柳 孝枝		榎本 昭子	
			加藤 訓子	
			西 百合子	

小選挙区・比例代表選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査

投票方法

基本台帳の記録に基づき、同一世帯全員の分を一つの封筒に入れて郵送します。投票に出かける時は、自分の入場整理券をお持ちになり、投票所を確認のうえお出かけください。
入場整理券が届かなかった場合や、汚したり紛失したりした時でも、選挙人名簿で確認できれば、投票できます。投票日当日、投票所の受付係に申し出てください。不明な点は、選挙管理委員会へお問い合わせください。

不在者投票

出張、旅行などで他の区市町村に滞在している場合は、滞在地の選挙管理委員会へ投票することができません。投票には稲城市選挙管理委員会が交付した投票用紙が必要です。早めに稲城市選挙管理委員会に請求してください。

表1 郵便等投票ができる方

障害などの区分		障害などの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表2 郵便投票該当で代理記載投票ができる方

障害の区分		障害の程度
身体障害者手帳	上肢、視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢、視覚の障害	特別項症～第2項症

郵便などによる不在者投票 (表1参照)

身体に一定の障害がある方などで、表1に該当する方は、郵便でのやりとりによって自宅などで投票することができます。

在外選挙による投票

外国にいても国政選挙に参

代理投票・点字投票

投票所では、字を書くことが不自由な方に、係員が投票の秘密を侵すことなく投票のお手伝いをします。また、目の不自由な方には点字投票を

選挙公報は各戸配布します

候補者の経歴や政見を掲載した選挙公報は、8月22日(土)以降、各家庭にお届けします。届かない場合は選挙管理委員会までご連絡ください。

開票日時と参観

開票は、8月30日(日)の午後9時から総合体育館で行います。参観は自由ですが、参観者が多い場合は入場を制限することがあります。

ポスター掲示場

衆議院議員(小選挙区)選挙候補者の選挙運動用ポスターは、選挙管理委員会が設置する公営ポスター掲示場以外に

無断掲示された政治活動(選挙)ポスターの対処

政治活動(選挙)ポスターを掲示する場合は、掲示場所の居住者・管理者または、所有者の承諾を得る必要があります。無断で掲示されたポスターを撤去したい場合は、次のいずれかの方法で対処してください。
ポスターに記載されている掲示責任者または政治団体事務所に、承諾していない旨を伝え、撤去してもらう。
ポスターに記載されている掲示責任者または政治団体事務所に、承諾されていない旨を伝え、撤去してもらう。
それまで一時保管するか、相手方の了承を得て直接処分する。



前園 瞳さん作

